



基発 1020 第 1 号
令和 4 年 10 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を
改正する告示について

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する告示（令和 4 年厚生労働省告示第 317 号）が令和 4 年 10 月 20 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなった。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係機関に対する周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

職業能力開発促進法施行規則に規定する技能検定の検定職種について改正が行われたことに伴い、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和 47 年労働省告示第 37 号。以下「規程」という。）第 1 条第 5 号の労働安全コンサルタントの受験資格について改正を行うものであること。

2 改正の概要

- (1) 規程の別表中、「放電加工」の名称を、「非接触除去加工」に改正することとしたこと。
- (2) 「シーケンス制御」について、既に受験資格が認められている規程の別表中、「電気機器組立て」とカリキュラムが類似していることから、別表中、「電気機器組立て」の次に新たに「シーケンス制御」を追加することとしたこと。